

# 高知市浄化槽事務取扱要領

(平成 22 年 3 月 1 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 12 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高知市浄化槽指導要綱（平成 10 年告示第 55 号）に基づき、浄化槽の設置手続等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置手続)

第 2 条 浄化槽を設置しようとする者が行う手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく設置手続

建築基準法第 6 条（同法第 87 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築確認済証の交付を受けなければならない建築物（同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により計画の通知を必要とする建築物を含む。以下同じ。）に浄化槽を設置しようとする場合は、次に掲げる書類を建築主事又は指定確認検査機関に提出すること。

提出書類の内容	部数
① 浄化槽設置に関する概要書（第 1 号様式）	2 部（補助の場合 3 部）
② 浄化槽の設置・維持管理に係る個人情報の取扱いに関する同意書（第 3 号様式）	2 部
③ 浄化槽法定検査申込書（検査センターが定める様式。以下同じ。）	1 部
④ 浄化槽の構造図（任意様式。国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあっては認定証の写しを、昭和 55 年建設省告示第 1292 号に基づく構造の浄化槽にあっては処理工程図及び仕様書を添えたもの。以下同じ。）	2 部
⑤ 建築物の概要図（任意様式。処理対象人員算定に係る延べ床面積部分を明示すること。以下同じ。）	2 部
⑥ 浄化槽の工事計画図（浄化槽の配置及び配管系統が平面図によ	2 部

り分かるもの「高知県浄化槽施工マニュアル 2008.4 (2013 年 4 月修正版) の例による」。以下同じ。)	
⑦ 人槽規模が 51 人槽以上の場合, 前処理装置等を含む全体処理工程図	2 部

(2) 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) に基づく設置手続

浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により設置しようとするときは, 次の書類を特定行政庁又は市長に提出すること。

提出書類の内容	部数
① 浄化槽設置届出書 (第 2 号様式)	2 部 (補助の場合 3 部)
② 浄化槽の設置・維持管理に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (第 3 号様式)	2 部
③ 浄化槽法定検査申込書	1 部
④ 浄化槽の構造図	2 部
⑤ 建築物の概要図	2 部
⑥ 浄化槽の工事計画図	2 部
⑦ 人槽規模が 51 人槽以上の場合, 前処理装置等を含む全体処理工程図	2 部

(設置手続の変更)

第 3 条 浄化槽の構造若しくは規模又は届出事項等の変更をしようとする者が行う手続は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める手続とする。

(1) 建築基準法に基づく設置手続の変更

建築確認済証の交付を受けた後, 建築基準法による変更の手続を要するものについては, 次の区分により建築主事又は指定確認検査機関に提出すること。

ア 建築確認を受けた日から建築物の竣工の日までにくみ取便所を浄化槽に変更しようとする場合 前条第 1 号に掲げる書類

イ 建築確認を受けた日から建築物の竣工の日までに浄化槽の構造又は規模を変更しようとする場合は次による。

提出書類の内容	部数
---------	----

① 浄化槽変更に関する概要書（第 4 号様式）	2 部（補助の場合 3 部）
② 浄化槽設置（前）変更手続添付書類（別記様式）	2 部
③ 浄化槽の設置・維持管理に係る個人情報の取扱いに関する同意書（第 3 号様式）	2 部
④ 浄化槽の構造図	2 部
⑤ 建築物の概要図	2 部
⑥ 浄化槽の工事計画図	2 部
⑦ 人槽規模が 51 人槽以上の場合、前処理装置等を含む全体処理工程図	2 部

(2) 浄化槽法に基づく設置手続の変更

既設の浄化槽又は浄化槽法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置届をした浄化槽の構造又は規模を変更しようとするときは、次の書類を特定行政庁又は市長に提出すること。

提出書類の内容	部数
① 浄化槽変更届出書（第 5 号様式）	2 部（補助の場合 3 部）
② 浄化槽設置（前）変更手続添付書類（別記様式）	2 部
③ 浄化槽の設置・維持管理に係る個人情報の取扱いに関する同意書（第 3 号様式）	2 部
④ 浄化槽の構造図	2 部
⑤ 建築物の概要図	2 部
⑥ 浄化槽の工事計画図	2 部
⑦ 人槽規模が 51 人槽以上の場合、前処理装置等を含む全体処理工程図	2 部

(3) 浄化槽設置前に係る法で定める変更以外の軽微な変更

前条に規定する手続を行っている者で、前 2 号の規定に該当しない浄化槽の設置前に係る届出事項に変更が生じた場合は、浄化槽設置（前）変更届（第 13 号様式）を市長に提出すること。

(浄化槽工事の着手時期)

第4条 浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模を変更しようとする者は、建築基準法による確認申請を伴う場合については確認済証の交付を受けた後、浄化槽法による場合については届出が市長に受理されて21日（国土交通大臣認定浄化槽にあつては10日）を経過した後でなければ工事に着手してはならない。

（処理対象人員の算定）

第5条 浄化槽の処理対象人員は、日本産業規格A3302（以下「人員算定基準」という。）に基づき算定する。この場合において、人員算定基準の2ただし書の規定に基づく算定人員を減ずる場合は、延べ床面積が130平方メートルを超える住宅において、浄化槽を付け替える場合（建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項その他の規定において準用する場合を含む。）に規定する確認を要しない場合に限る。）であつて次に掲げる要件を満たす場合に限り、処理対象人員を5人とすることができる。

- (1) 当該住宅に居住する者が3人以下であること。
- (2) 台所及び浴室の数がそれぞれ1を超えないこと。
- (3) 当該浄化槽を設置する者の責任において当該浄化槽の維持管理が適正に行われること。

2 前項のただし書きを適用する場合は、次の書類を第2条第2号（第3条第2号で変更しようとするときも同じ）の提出書類に加えて次の書類を提出するものとする。

提出書類の内容	部数
ア 住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書き適用申請書（第5号様式の2）	2部
イ 誓約書（第5号様式の3）	2部
ウ 世帯全員の住民票の写し	1部

（事業場の雑排水）

第6条 事業場雑排水を合併処理浄化槽により処理する場合は「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて（技術的助言）」（平成31年3月20日付け環循適発第1903208号通知）によるものし、第2条（第3条で変更しようとするときも同じ）の書類に加えて次の各号の書類を添付するものとする。

提出書類の内容	部数
(1) 浄化槽設置場所の位置図 3,000分の1から25,000分の1までの地形図に事業場及び浄化槽の設置場所を示したもの	2部
(2) 浄化槽の設置場所を示した事業場の平面図 季節的、時間的な水量変動に対応するため、原水ポンプ槽や流量	2部

調整槽等, 雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設している場合は, その設置場所も示すこと	
(3) 浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面 指定性能評価機関の評定書、国土交通大臣認定書	2部
(4) 事業場雑排水の設計水量及び設計負荷等のデータがわかる書類	2部
(5) 合併処理浄化槽による事業場雑排水処理に関する誓約書(第5号様式の4)	2部

(放流先)

第7条 放流先は, 次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- (1) 河川等に接続されているものであること。
- (2) 次に掲げる箇所に放流するものでないこと。
  - ア 排水溝のない箇所
  - イ 素掘側溝の箇所
  - ウ コンクリート排水溝で, 放流先が排水路, 河川等の末端に接続されていない箇所
- (3) 放流先の苦情等が生じないように配慮しているものであること。
- (4) 下水道への接続が可能になった場合は, 下水道法(昭和33年法律第79号)に定めるところによること。

(工事完了・設置使用状況報告等)

第8条 浄化槽管理者は, 次に該当することとなった日から30日以内に, それぞれ次に定める様式により必要書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽の工事完了及び浄化槽の使用を開始した時(浄化槽法第10条の2第1項)  
工事完了・設置使用開始状況報告書(第6号様式)
- (2) 技術管理者を変更した時(浄化槽法第10条の2第2項)  
浄化槽技術管理者変更報告書(第7号様式)
- (3) 新たに浄化槽管理者となったとき(浄化槽法第10条の2第3項)  
浄化槽管理者変更報告書(第8号様式)  
浄化槽の維持管理に係る個人情報の取扱いに関する同意書(第8号様式の2)
- (4) 浄化槽を廃止した時(浄化槽法第11条の3)  
浄化槽廃止届(第9号様式)
- (5) 浄化槽の使用を概ね6か月以上休止する時(浄化槽法第11条の2第1項)  
浄化槽休止届(第10号様式)
- (6) 休止した浄化槽を再使用する時(浄化槽法第11条の2第2項)  
浄化槽使用再開届(第10号様式の2)

2 浄化槽管理者は, 前項第1号の浄化槽使用開始報告と同時に, 浄化槽法第7条の規定

による設置後の水質に関する検査を、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に受けなければならない。

- 3 浄化槽管理者は、浄化槽設置後において、第3条、第6条、第8条第1項第2号又は同条第1項第3号に定める変更事項以外のもので届出事項に変更が生じた場合には、浄化槽設置（後）変更届（第13号様式の2）を必要書類の添付のうえ市長に提出するものとする。

（浄化槽保守点検受託報告）

第9条 浄化槽保守点検業者は、毎年6月末までに前年度の実績を浄化槽保守点検受託報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（浄化槽清掃受託報告）

第10条 浄化槽清掃業者は、毎年6月末までに前年度の実績を浄化槽清掃受託報告書（第12-1号様式又は第12-2号様式）により市長に報告しなければならない。

（検査の結果報告）

第11条 検査センターは、毎月、浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質に関する検査の結果を、市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要領の施行の日前においてこの要領による改正前の高知市浄化槽事務取扱要領の規定によってなされた手続その他の行為は、この要領による改正後の高知市事務取扱要領の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 改正前の高知市浄化槽事務取扱要領の規定による様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前においてこの要領による改正前の高知市浄化槽事務取扱要領の規定によってなされた手続その他の行為は、この要領による改正後の高知市事務取扱要領の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 令和2年4月1日付け改正前の高知市浄化槽事務取扱要領の規定による様式は、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前においてこの要領による改正前の高知市浄化槽事務取扱要領(以下「改正前の要領」という。)の規定によってなされた手続その他の行為は、この要領による改正後の高知市事務取扱要領(以下「改正後の要領」という。)の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 改正前の要領の規定による様式は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領による改正前の高知市浄化槽事務取扱要領の規定による様式は、この要領による改正後の高知市浄化槽事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。